

平成 30 年度第 3 回森林整備指針検討部会

と き：平成 31 年 3 月 25 日

午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分

ところ：エル・おおさか 7 階 708 会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 大阪府森林整備指針（仮称）の策定について

4 そ の 他

5 閉 会

配付資料一覧

○次 第

○大阪府森林審議会規程

○配席図

○資料 1 大阪府森林整備指針検討資料

資料 2 大阪府傾斜区分図

大阪府森林審議会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、森林法に基づく大阪府森林審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 長)

第2条 審議会に会長を置き、委員のうちから委員が互選した者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、委員が互選したものがその職務を代行する。

(会議の招集)

第3条 審議会は会長が必要と認めるとき、又は委員総数の3分の1以上の委員の要請があったとき、会長がこれを招集する。

2 会長は審議会を招集しようとするときはその会日の3日前までに、会議の日時、場所、議案その他必要な事項を委員に通知しなければならない。

(会議の定数)

第4条 審議会は委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(議 事)

第5条 審議会の会議は会長がその議長となる。

2 審議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わることはできない。

(部 会)

第6条 審議会に、次の各号に定める部会を置き、部会長のほか当該各号に定める人数の委員をもって組織する。

一 森林保全整備部会 7名

二 森林整備指針検討部会 4名

2 部会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

3 部会に属する委員は、会長が指名する。

4 部会の会議については、第2条から第5条までの規程を準用する。

(部会の議決事項)

第7条 森林保全整備部会は、次に掲げる事項について議決することができる。

一 林地の開発の調整に関する事項

二 保安林の指定解除に関する事項

三 森林病虫害の防除対策に関する事項

四 林業振興地域の整備育成に関する重要事項

五 林業構造改善に関する事項

2 森林整備指針検討部会は、次に掲げる事項について議決することができる。

一 大阪府森林整備指針の策定に関する事項

3 前二項各号に掲げる事項についての部会の議決は、これを審議会の議決とする。但し、部会長は次期

審議会において、これを報告しなければならない。

(部会の特例)

第8条 会長は、緊急の必要があり部会を招集する暇のない場合その他やむをえない事由のある場合は、第6条第4項の規程にかかわらず各委員の意見を個別に聴取し部会の会議に代えることができる。
2 第4条及び第5条の規程は、前項の場合について準用する。

(委 任)

第9条 この規程の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(その他)

第10条 森林整備指針検討部会は、平成31年3月31日をもって解散する。

附則 この規程は、平成3年11月1日から施行する。
附則 この規程は、平成14年11月1日から施行する。
附則 この規程は、平成22年9月30日から施行する。
附則 この規程は、平成30年10月19日から施行する。

大阪府森林審議会 委員名簿

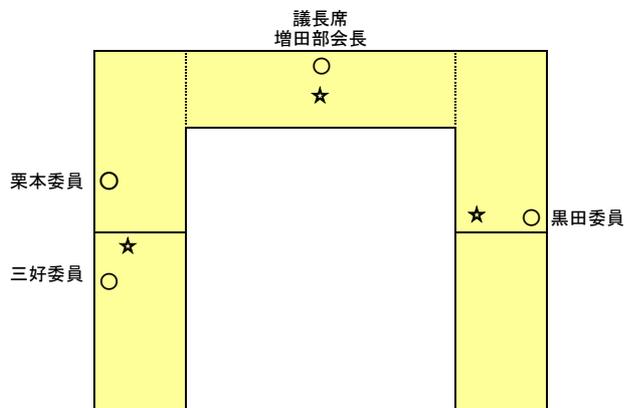
平成31年1月1日現在(50音順 敬称略)

氏 名	職 名
奥野 壽一	大阪府指導林家
栗本 修滋	大阪府森林組合代表理事組合長
黒田 慶子	神戸大学大学院農学研究科 教授
小杉 緑子	京都大学大学院農学研究科 教授
坂野上 なお	京都大学フィールド科学教育研究センター 助教
島田 智明	河内長野市長
高野 浩文	近畿中国森林管理局長
津田 潮	社団法人大阪府木材連合会 会長
長島 啓子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 准教授
藤田 正治	京都大学防災研究所附属流域災害研究センター 教授
藤平 眞紀子	奈良女子大学生生活環境部住環境学科 准教授
増田 昇	大阪府立大学 名誉教授
松本 昌親	千早赤阪村長
三好 岩生	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 助教

平成30年度第3回森林整備指針検討部会 配席図

○
○
速記

有線マイク ★
ワイヤレスマイク ★



↑
|
出入口
|
↓

○	○	○	○	★	○	○	○	○
森づくり課	森づくり課	森づくり課	森づくり課	みどり推進室	森づくり課	森づくり課	森づくり課	森づくり課
主査	森林整備補佐	参事	課長	室長	参事	保全指導補佐	森林支援補佐	
浦久保	村上	赤井	池口	原	能勢	岡田	内本	

○	○	○	○	○	○
泉州農と緑の	泉州農と緑の	南河内農と緑の	中部農と緑の	中部農と緑の	北部農と緑の
総合事務所	総合事務所	総合事務所	総合事務所	総合事務所	総合事務所
坂尾技師	重光室長	田中室長	柴崎課長	栗栖室長	津本課長

★	○	○	○
森づくり課	環境農林水産	環境農林水産	
技師	総合研究所	総合研究所	
鉄羅	石井主査	山田主任研究員	

◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(傍聴席)								

--	--	--

大阪府森林整備指針 検討資料

大阪府森林審議会
第三回 森林整備指針検討部会

1

大阪府森林整備指針の構成(案)

1. はじめに
 2. 森林・林業をとりまく動き
 3. 大阪府の森林・林業の現状
 4. 森林区分の設定
 - (1)大阪府域の森林の現況
 - (2)森林区分の条件の検討
 - (3)森林区分の設定
 5. 森林区分ごとの保育・管理手法
 6. 活用のロードマップ
 7. おわりに
- 7/30の説明事項
- 10/29の議事事項
- 2/6の議事事項
今回の議事事項
- 次回以降の
議事事項

2

前回の振り返り

森林区分の条件設定についての主な意見

- ▶ 傾斜度が35° ~40° は準適地にするなど幅を持たせてはどうか
- ▶ 防災対策は、すべての森林で配慮する必要がある
- ▶ ナラ枯れ被害地の中で、高木層がなくなっているところは、何らかの対策が必要ではないか
- ▶ 今後、公的管理がどれくらい必要かを把握するために、区分毎のボリューム感を知りたい

施業方法についての主な意見

- ▶ 森林区分と施業方法とが連動していない
- ▶ 防災対策や生態系保全、景観、シカ食害対策などの視点は、どの森林にも関わるものなので、施業方法の中での配慮事項とした方がよい
- ▶ 針広混交林化はすぐには難しいので、まずはモザイク状で目指す方がよい
- ▶ 広葉樹の資源の利用方法を考えていく必要がある

3

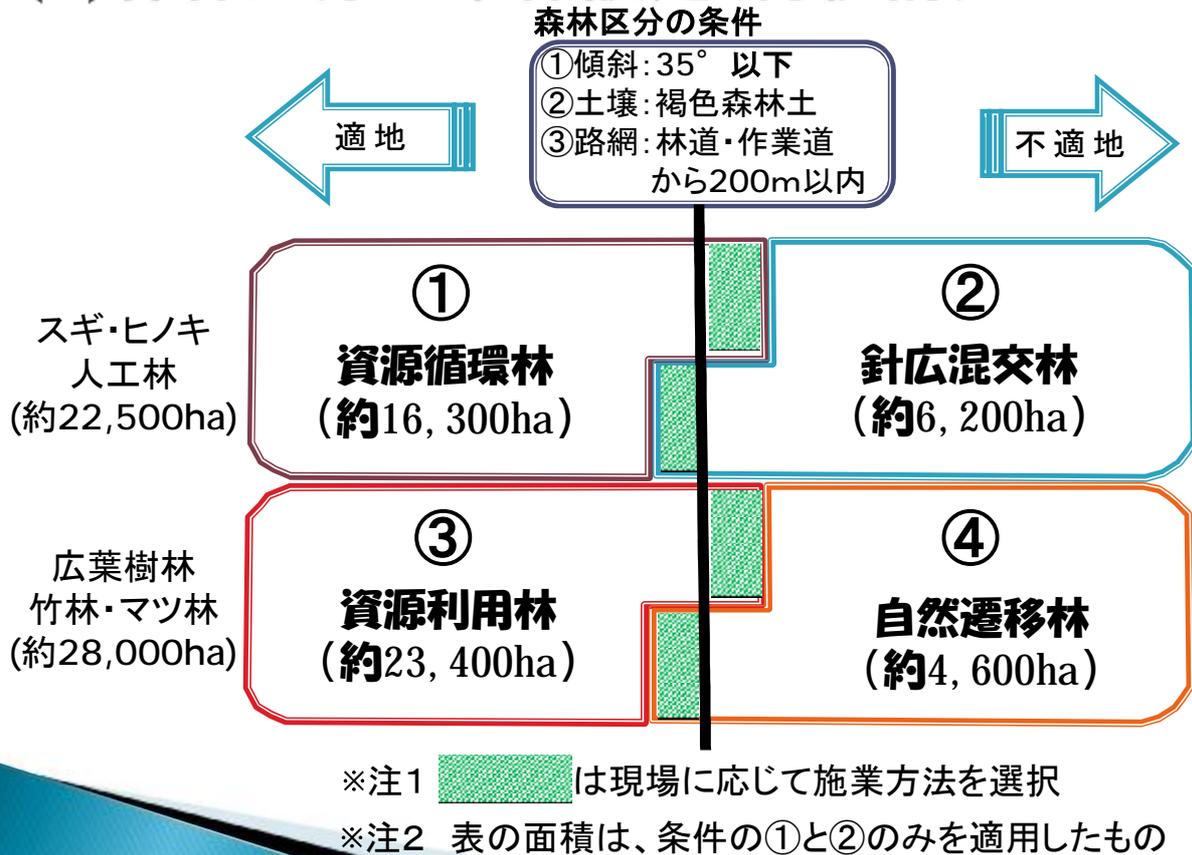
指針の4つの目標

今回策定する指針の根底となる主なポイントを分かりやすく表現し、関わる人すべての共通認識とするために、4つの目標を設定する

- ▶ メリハリをつけた林業経営
- ▶ 防災に配慮した施業
- ▶ 広葉樹などの資源の活用
- ▶ モザイク状の多様な森づくり

4

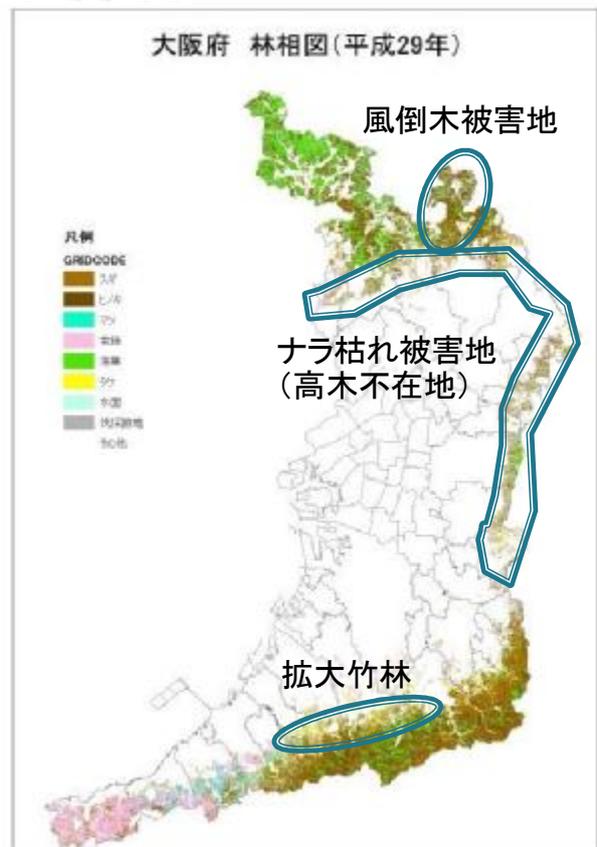
4(3)森林区分の条件設定(再検討)



5

4(4)早急に対策が必要な森林

- ▶ ⑤風倒木被害地
(高槻市での被害面積: 約720ha)
- ▶ ⑥ナラ枯れ被害地(高木不在地)
(ナラ枯れ被害の推定のべ面積: 約200ha)
- ▶ ⑦拡大竹林
(昭和50年と平成29年とを比較し増加した面積: 約1,500ha)



6

5(1)森林区分ごとの保育・管理方法

▶ 7区分と4つの目標(★)とを整理

林相	条件	適地	不適地
スギ・ヒノキ 人工林		①資源循環林 ★メリハリをつけた林業経営	②針広混交林
落葉広葉樹林 常緑広葉樹林 竹林・マツ林		③資源利用林 ★広葉樹などの資源の活用	④自然遷移林
早急に対応が 必要な森林		⑤風倒木被害地 ⑥ナラ枯れ被害地(高木不在) ⑦拡大竹林	

★防
災
に
配
慮
し
た
施
業

⇒それぞれの適正な保育・管理により、
★モザイク状の多様な森づくりにつながる

①資源循環林の施業

【保育・管理方針】

- ▶ 人工林の保育・伐採・再造林という林業のサイクルを維持し、木材資源の有効活用を図る

【施業方法】

- 従来の人工林施業方法に則り、適正に管理を行う
- 周囲の森林の団地化や作業道の作設により、条件適地を増やすことで、より多くの資源を有効活用する
- 皆伐後は確実に植栽し、森林を更新させる。その際には、低コスト施業のために、伐造一環作業システムやコンテナ苗の利用を推進するとともに、花粉症対策苗木の植栽に努めるものとする

②針広混交林の施業

【保育・管理方針】

- ▶ 条件不適地の人工林では、管理コストの削減に向けて、積極的に針広混交林化を図る

【施業方法】

針広混交林への誘導

- モザイク状に1ha未満の皆伐を行い、天然更新(もしくは有用広葉樹の植栽)を実施
- あるいは、強度間伐を行い、地表面の受光を増やすことにより、天然更新(もしくは有用広葉樹の樹下植栽)を実施

維持のための施業

- 広葉樹の成長を阻害する人工林は伐採

9

③資源利用林の施業

【保育・管理方針】

- ▶ 人工林と一体的に施業できる場合は、販売可能な広葉樹や竹材も併せて搬出するなど、資源の有効活用を図る

【施業方法】

- 定期的に更新伐を実施
- 将来、販売の見込みのある広葉樹を目標樹とし、そのライバル木を適期に除伐するなど、積極的な育成も行う
- 外来種や竹は、可能な限り排除する

10

④自然遷移林の施業

【保育・管理方針】

- ▶ 基本的には自然遷移に任せる

【施業方法】

- 施業は行わないが、一定期間でのモニタリングは必要
- 防災上必要な箇所については対策を講じる

11

⑤風倒木被害地の施業

【保育・管理方針】

- ▶ 防災上、景観上の観点から、早期に森林に回復できるよう、所有者の意向を確認しながら、被害木の撤去及び植栽を実施する

【施業方法】

⑤-1 条件適地の場合

- スギ・ヒノキ、もしくは有用広葉樹の再造林を推進する
(所有者の意向による)
- 搬出できる被害木は、森林バイオマス資源として有効活用する

⑤-2 条件不適地の場合

- 防災上必要な箇所については、将来は自然遷移林とするため、獣害対策を行った上で、広葉樹の苗木を植栽する

12

⑥ナラ枯れ被害地(高木不在)の施業

【保育管理方針】

- ▶ 高木層のある広葉樹林として再生する

【施業方法】

⑥-1 条件適地の場合

- 高木の稚樹が存在する場合は、生長を阻害する樹木の除伐を行うなど、高木を育成する
- 高木の稚樹が存在しない場合は、小面積皆伐を行った上で、高木層となる樹種の植栽、または、播種を行うなど、高木を育成する
- 郷土種での植栽や播種に努める

⑥-2 条件不適地の場合

- 防災上必要な箇所については対策を講じる

13

⑦拡大竹林の施業

【保育・管理方針】

- ▶ 放置により周囲の森林への侵入・拡大が懸念される箇所において、重点的に拡大防止策を講じる

【施業方法】

⑦-1 条件適地の場合

- 面積が小さければ皆伐を行い、樹種転換を図る
- 皆伐できない場合は、竹林の周囲に数メートルの緩衝地帯を設け、拡大しないよう継続して管理を行う

⑦-2 条件不適地の場合

- 防災上必要な箇所は、トタン波板の埋設など物理的な拡大防止策を講じる

14

5(2)施業における配慮事項①

▶ 防災対策

- ・溪流に近く、流木となる恐れがある立木は事前に伐採するとともに、高木となる樹種の新植は行わない
- ・重要なインフラに影響を及ぼし得る高木は、事前に伐採するなど、施業に配慮する
- ・大面積の一斉皆伐は避ける

▶ 生態系保全

- ・針葉樹林や広葉樹林、草地など多様な自然環境をモザイク状に配置することを目標とし、小面積皆伐による樹種転換や、単一樹種が優先する単純林での選択的間伐等を行う
- ・植栽する場合は、遺伝子のかく乱に配慮する

15

5(2)施業における配慮事項②

▶ シカ食害対策

- ・野生シカ生息地では、植栽の際には、獣害防止筒又は防護柵の設置を行うなど、対策を講じる。
- ・また、萌芽更新の際は、シカに届かないよう高伐りを行う。

▶ 景観対策

- ・自然歩道沿いや、展望対象となる山林では、景観に配慮し、樹木の適正な密度管理や景観を阻害する樹木の伐採などに努める。

16

6.活用のロードマップ(次回審議)

6(1) 関係者の理解促進

- ▶ 府民、市町村、林業事業者等への周知
(広報・説明会・研修会等の開催)

6(2) 現場での活用

- ▶ 森林現況データの精度向上
- ▶ 各地域における具体的な「森林区分」の適用
- ▶ 現場での指針に即した具体的な施業方法の検討、提案
(間伐率、間伐方法など)
- ▶ 保育管理の実施
- ▶ 森林整備実施後のモニタリング
(混交林化、樹種転換状況の確認など)

フロー図表記

